

会計区分		対象者(負担する方)	主な事業内容
特別会計 (特定の目的や事業により特定の住民がサービスを受けるもの)	国民健康保険事業特別会計	75歳未満の社会保険・共済保険に加入していない方	国民健康保険税を収入源として、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付をするための会計
	国民健康保険診療所事業特別会計	診療所の利用者	診療報酬を収入源として、松田町国民健康保険診療所(以下、「寄診療所」という。)の経営をするための会計
	介護保険事業特別会計	40歳以上の方	介護保険料を収入源として、介護サービスを利用する方の生活を支えるために介護サービスの提供をするための会計
	用地取得特別会計	対象者なし	公共用地などの先行取得をするための会計
	後期高齢者医療特別会計	75歳以上の方と65歳以上で一定の障害の状態にある方	後期高齢者医療保険料を被保険者から徴収し、徴収した保険料を保険者である神奈川県後期高齢者医療広域連合へ納付をするための会計
公営企業会計 ※1	上水道事業会計	松田地区の水道を使用されている方	上下水道の使用料を収入源として、住民の生活に欠かせない上下水道施設の整備や維持管理をするための会計 ※1 特別会計のうち、地方公営企業法の適用を受ける会計で、事業収入を主な財源として、『独立採算の原則』(運営に要する経費は、水道使用料などによって賄うこと)により特定の事業を経理するもので、民間企業と同じように事業の収益により経営を行う。
	寄簡易水道事業会計	寄地区(湯の沢地区を除く)の水道を使用されている方(※2)	
	下水道事業会計	松田地区・湯の沢地区の下水道を使用されている方(※3)	
一般会計	全町民	個人町民税のような町税などを収入源として、町の基本的な行政サービス(教育・福祉や公共施設の維持管理など町民に対して広く提供されるサービス)を行うための会計	

※2…湯の沢地区の水道は秦野市から給水しているため、秦野市へ負担しています。

※3…寄地区(湯の沢地区を除く)は合併処理浄化槽を使用しているため、下水道使用料の負担はありません。

町の一般会計で実施する社会保障や公共施設の整備・維持管理などの行政サービスは、皆さまが必要とするものであるため、その費用は大部分を皆さまで納める税金で賄っています。一方で、特定の方がサービスを利用して利益を受ける場合には、その受益者(利益を受けた方)に費用を負担してもらうことが原則となります。

この費用負担の考え方により、国民健康保険事業などの特別会計による事業は、実施するサービスを受けられる方が特定されるため、一般会計とは切り離して、別途その事業にかかる費用やお金の流れをわかりやすくすることで、受益者に適正な負担(保険税など)を求めることになっています。

町では一般会計の他に8つの特別会計により町民サービスを実施していますが、一部の特別会計では、人口減少などにより受益者が減ることによる収入が減る一方で、人件費や施設更新費など削減できない費用があることから収支が悪化し、厳しい財政状況となっています。一般会計から特別会計への繰出金は、原則として、国が定める基準などに基づき、税金で負担するべきと決められたものに限られるので、このまま財政状況が改善しないと、受益者の一人当たりの負担が大きくなる恐れがあります。